

北海道 天塩町

天塩町地域支え合いサロンについて

天塩町の概要

人口: 3,238人

世帯数: 1,586世帯

(10月)



北海道の北西部に位置しており、天塩川の河口部に広がる町。
北海道最北端の稚内市まで自動車ですり道1時間の距離にある。
夏は冷涼で、冬は温暖な気候。

主要産業は、酪農と漁業であるが、以前は、留萌管内の北部の中心であったことから、官公庁が多くあった。現存する公共機関: 小学校2校、中学校2校、高校、普及センター、森づくりセンター、保健所支所、福祉事務所、簡易裁判所、農業開発事業所



詳細は、天塩町のwebサイトで確認してください。 <http://www.teshiotown.hokkaido.jp/>

天塩町地域支え合いサロンみらくるについて

- ◆ 設置の経緯
平成23年度地域支え合い体制作り整備事業を活用し、地域での勉強会、視察研修を行いイメージ作りをしながらまた必要備品を購入し、平成24年4月から開設。(施設の整備は、町単費)
- ◆ 名前の由来
開設前の準備会合で、利用者となる方から提案があり、英語の”miracle”と「皆が来る」を併せ、「みらくる」という名前になった。
- ◆ 利用者の状況
次ページのとおり。
- ◆ 運 営
運営については、当初社協を考えていたが、受けないということであったので、NPO法人ウエルアナザーデザインに委託をしている。
- ◆ 機 能
サロン機能の他に基幹相談支援センターや虐待防止センターの機能も持たせている。
- ◆ 開 設
平成24年度は毎週水曜日の10時から18時までの開設であったが、平成25年度からは、毎週火、水、木曜日の10時から18時までとなった。
- ◆ 運営費用(平成28年度予算)
委託料:2,513千円(基幹委託+サロン運営委託として)、サロン管理経費:432千円(消耗品費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料、通信運搬費)
- ◆ その他
サロン活動の一環として、月1回程度支援者交流勉強会を開催している。参加については、役場職員、保健所保健師、相談支援事業所、小中学校・高校教員、社協職員。内容は、福祉支援に関するビデオを鑑賞し、その後、その内容について話し合うというもの。

天塩町地域支え合いサロンみらくる利用者

(H28. 11. 1 現在)

氏 名	年齢層	性別	障害等の種類	利用交通手段	備 考
N・Y	70代	女	精神	移動支援	生活保護
S・S	60代	女	精神	タクシー	
M・M	60代	女	精神	徒歩	
Y・T	60代	女	身体、難病 (常に不安)	移動支援	生活保護
S・K	50代	女	その他(精神)	自転車	生活保護
U・D	30代	男	その他、難病	自転車	生活保護
K・M	30代	女	その他	自転車	
S・K	20代	男	広汎性発達障 害	徒歩、家族の 送迎	
S・H	20代	女	精神	徒歩	
H・C	10代	女	知、身、精	移動支援	養護学校高 等部
S・T	10代	男	広汎性発達障 害	家族の送迎	養護学校中 学部
計 1 1 名					

○天塩町地域支え合いサロンみらくる設置要綱

(目的)

第1条 天塩町における、障がいをもつ者、障がい児とその家族、高齢者又は育児に悩む子育て家庭など様々な支援を希望する者が集い、相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会を形成し、町内の関係機関・団体との連携を図ることを目的とする天塩町地域支え合いサロンみらくる（以下、「サロン」という。）について、必要なことを定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 サロンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 天塩町地域支え合いサロンみらくる

位置 天塩町新地通11丁目1466番地の240 天塩町職員住宅 No. 37

(管理)

第3条 サロンの管理は、天塩町が行う。ただし、天塩町は、管理の万全を期すため管理の一部を社会福祉法人等に対して委託することができる。

(使用申請)

第4条 サロンの使用を希望する者は、使用許可申請書（様式第1号）をもって町長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第5条 町長は、申請に基づきこれを審査の上、適当と認めるときは施設の使用を許可し、使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

(1) 公安又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) サロンを損傷し又は汚損するおそれがあるとき

(3) サロンの管理上、支障があると認めるとき

(4) その他町長が適当でないとき

(使用の停止又は取消し)

第7条 サロンの使用の許可を受けたもの（以下、「使用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、町長は、使用の条件を新たに付し若しくは変更し、使用の停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合、使用者に損害を及ぼすことがあっても町長は、その責を負わない。

(1) この要綱及びこれに基づく指示命令に違反し又は指示に従わなかったとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき

(3) その他、町長が、管理上必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(現状の回復)

第9条 使用者は、その使用を終ったとき又は使用の中止若しくは制限を受けたときは、ただちに現状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が設備又は備品若しくはその付属物をき損又は滅失したときは、町長の認定による損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償を減額又は免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。



★ 虐待防止センター機能について

虐待防止センターを兼ねていることから、在宅障害者に対する虐待の相談案件については、ここで受けることになるが、現在まで実績がない。相談経路は様々であると思うが、相談者が、サロンを相談目的で訪れた場合は、相談員が内容を聴き、役場福祉課や相談支援専門員に繋いでもらうことになる。

緊急性を伴わない相談の場合は、本人のニーズを確認した後、自立支援協議会ケース検討委員会を開催し、今後の方向性を見出すことになる。(例えば、住まいを分ける必要があるか、サービス利用が必要か等)

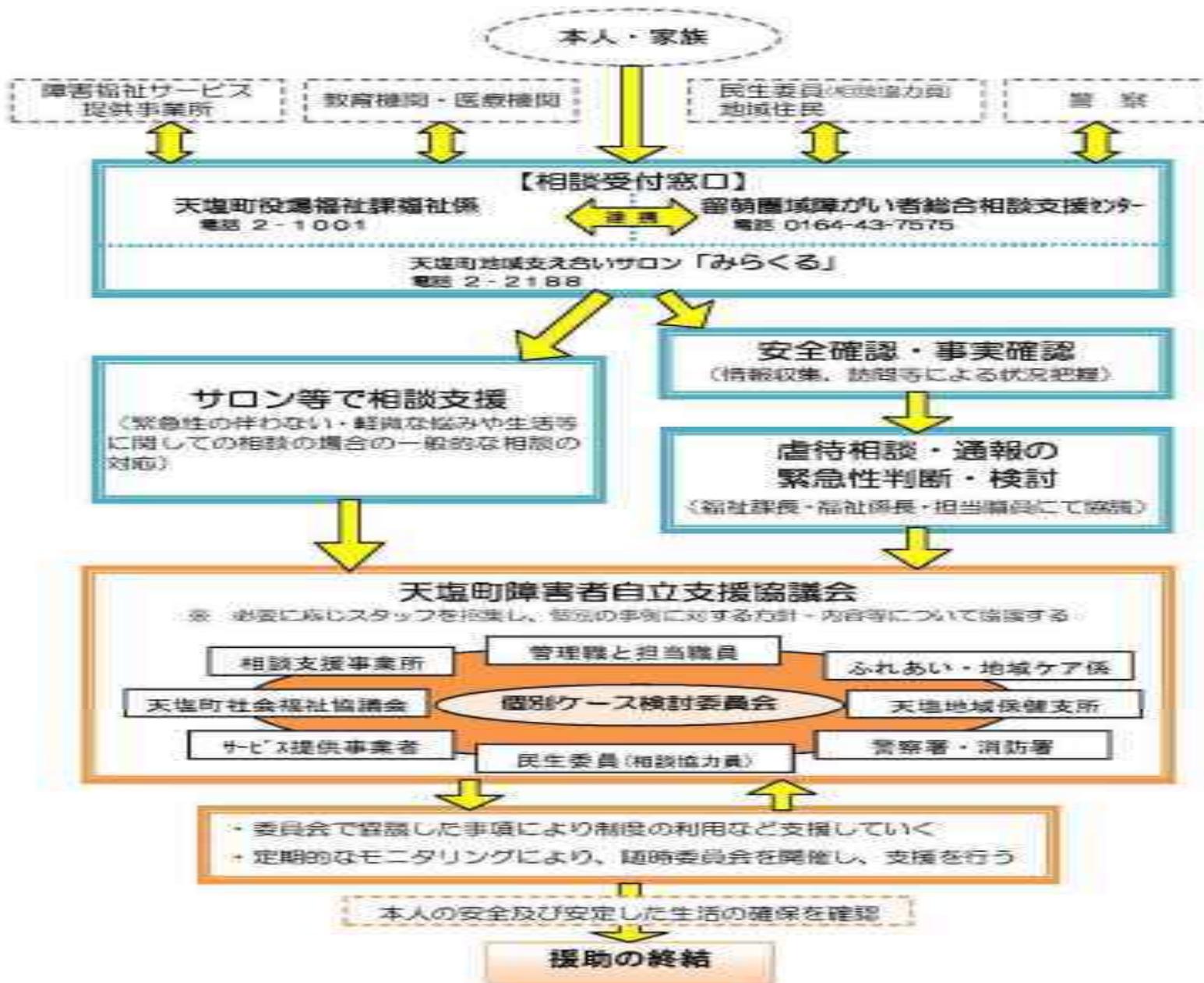
緊急性があると思われる場合で、本人以外からの相談の場合は、まずは、安否確認を行い、安全性及び緊急性の判断を役場福祉課内で行い、保護が必要であれば、寝具等生活に必要なものが備え付けられているため、サロン みらくるにおいて保護しつつ、今後の生活について検討する。(於ケース検討委員会)(場合によっては、職員が交代で様子を見ることも考える必要がある。)

支援方針が決まって、障害福祉サービス等を利用することになった場合は、定期的なモニタリングを行い、随時ケース検討委員会を開催し、支援を継続する。

とにかく、緊急性の有無に関わらず、通報があった場合の訪問支援は必要と考えている。

天塩町障害者虐待相談対応フローチャート

※ 養護者（保護者など）による虐待等の相談・通報の場合における対応は、下記のとおり



天塩町障害者自立支援協議会について

◆ 福祉統計

- ①総人口:3,238人 ②高齢者人口:1,065人(高齢化率:32.9%)
③総世帯数:1,586世帯 ④身体障害者数:187人 ⑦知的障害者数:42人(含住所地特例者) ⑧精神障害者数:39人(手帳所持11人、医療費公費負担のみ28人、含住所地特例) ⑨民生委員児童委員:20人

◆ 設置経過

- ①平成18年10月1日要綱制定 → ②平成19年2月委員候補者の選任 →
③平成19年2月15日付け委員委嘱(期間:平成19年2月15日～平成20年3月31日)
→ ④平成19年3月20日第1回天塩町障害者自立支援協議会開催
以後、一度も協議会が開催されず、また、委員の委嘱変更も行われていなかった。
→ ⑤平成23年10月1日協議会要綱改正 → ⑦平成23年12月7日第2回協議会開催(委員の再委嘱) 以後は毎年定期的に行っている。

◆ 構成員

構成員の種類:相談支援事業者・福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係団体、障害者関係団体

具体的には、相談支援事業者・福祉サービス事業者で社協事務局長、障害者相談支援センター職員、保健医療関係者で保健所保健師、町保健師、教育で教育委員長、雇用関係団体で商工会事務局長、障害者関係団体で知的、身体障害者相談員 計 9名

◆ その他

平成28年4月1日より、設置要綱第2条の所掌事務を改正し、差別解消法第17条の障害者差別解消支援地域協議会の機能も持たせている。

天塩町障害者自立支援協議会委員会について

委員会とは

設置要綱第5条:協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、困難事例や権利擁護等の分野別に協議する委員会を設置することができる。

現在までの委員会開催状況

- ・ サロン運営委員会(年数回)(委託先が実施する)
- ・ ケース検討委員会(年数回)
- ・ 就労検討委員会(H27.2.26以後3回開催)

委員の内訳

- ① 圏域地域づくりコーディネーター
- ② 障害者就業・生活支援センター センター長
- ③ 社会福祉協議会事務局長
- ④ 商工会事務局長
- ⑤ 教育委員
- ⑥ 身体障害者／知的障害者相談員
- ⑦ 保健所保健師／町保健師
- ⑧ 養護学校進路指導担当教諭／特別支援コーディネーター
- ⑨ 農業高校進路指導部長／普通高校特別支援コーディネーター
- ⑩ 中学校特別支援コーディネーター

委員会での協議事項

第1回目:委員会の委員について(追加)、委員会で行うべきことについて

第2回目:委員長、副委員長の選任、障害福祉施策の勉強会

第3回目:児福法に基づくサービス利用者数と特別支援学校就学者数、就労Bの利用、平成28年度予算編成に向けて

第4回目:委員長、副委員長の選任、前回の内容について、各学校での就労体験と各事業者の受け入れについて